

対比表

【凡例】○:複製又は翻案と認められる, ×:複製も翻案も認められない

記述番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
1 17 頁	バスは満席だったが、だれ一人しゃべる者もなく静まり返っていた。…室内灯を消してみたが、	130・131 頁 室内灯が消されたバスの中は不気味なほど静かだった。満席なのに、誰一人しゃべる者もない。	原告第1記述中の「バスは…静まり返っていた。」は、バスの中の家族たちが突然降ってわいた経験したことのない不安を耐え忍んでいる状態を凝縮して著述し、「室内灯を消してみたが、」は、原告が、事故に夫が巻きこまれたという異常な精神的ショックから寝られず、泣いているところを他人に見せたくないという感情から、原告の座席に付いていた室内灯の明かりを自分で消したことを凝縮して著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 原告第1記述中の「だれ一人しゃべる者もなく」は「誰一人として口をひらく者はなく」などと、「室内灯」は「車内灯」などと、選択し得る表現の幅が広いのに、被告第1記述は、「誰一人しゃべる者もない」、「室内灯」と、原告第1記述と表現上の同一性を有する。	①(墜落現場に向かう)バスは満席であったが、誰一人しゃべる者もいなかったこと、②(暗くなっているにもかかわらず、)バスの室内灯が消され、又は消したことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第1記述中の「だれ一人しゃべる者もなく」は、平凡かつありふれたものであり、「室内灯」も、ごく短くかつありふれたものであり、創作性が無い。 このため、原告第1記述と被告第1記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。	×
2 17 頁	朝、元気に家を出た人間が、その夕刻に死ぬなんて、私にはどう考えても信じられない。悪夢でも見ているのではないかと、そうであってほしいと思った。今まで、夫のいない生活を考えたこともなかった。これから一人になって、どんな楽しみがあるのだろうと思ったら、涙が止めどなく溢れて仕方がなかった。私は、周囲に気づかれないように涙をそっとふいた。	131 頁 朝元気に家を出ていった夫が、その夕刻に死ぬなんて、Aにはどうしても信じられなかった。これは悪夢に違いない。そう何度も思おうとしていた。夫のいない生活など考えたこともない。これから一人になって、自分は何を頼りに生きていけばいいのだろうか。 考えれば考えるほど、止めどもなく涙が溢れてきた。周囲に悟られまいと、Aは何度もハンカチで涙を拭いた。	原告第2記述中の「悪夢でも見ているのではないかと」は、本件事故の現実を悪夢として受け入れたくないという原告の悲痛な思いを精確に著述し、「私は、…涙をそっとふいた。」は、原告の弱みを見せたくないという忍耐の感情を著述し、その余の記述は、行先も分からずに乗ったバスの車内で、これから何が起きるか、墜落現場はどうなっているのか、夫は生きているか、だめだったかなど様々な思いで頭が占められていたことを著述し、これらの記述の順序で、夫が本件事故の犠牲になるという受け容れ難い現実を前にした原告の押し止めることのできない感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第2記述は、内容のみならず順序においても、原告第2記述と表現上の同一性を有する。	①朝元気に家を出ていった夫がその夕刻に死ぬなんて原告は信じられなかったこと、②この事実を原告は悪夢でも見ているに違いないと思おうとしたこと、③これからの一人になった生活を考えると涙があふれてきたこと、④周囲に気づかれないように原告が涙を拭いたことを記述している点において共通するが、①ないし③は事実又は思想であり、④は事実である。 原告第2記述中の「悪夢でも見ている」は、信じ難い事実に対する自己の感情を比喩的に開陳する際に広く用いられ、「周囲に気づかれないように涙をそっとふいた」も、平凡かつありふれたものであり、原告第2記述の順序と併せて、創作性が無い。 このため、原告第2記述と被告第2記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。	○
3 18 頁	バスは何度もサービスエリアで停車し、そのたびに公衆電話には長い列ができる。	131 頁 バスはサービスエリアで幾度も停車し、そのたびに乗客は公衆電話の前に並んだ。	原告第3記述は、携帯電話のない時代において、自宅や仕事場との連絡のため、公衆電話の順番待ちに時間が掛かるのをイライラして待っていたこと、つまり、飛行機の落ちた場所を知りたいという感情を著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第3記述は、内容のみならず順序においても、原告第3記述と表現上の同一性を有する。	①バスがサービスエリアで何度も停車したこと、②停車するたびに公衆電話にバスの乗客の長い列ができたことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第3記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性が無い。 このため、原告第3記述と被告第3記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。	×
4 155 頁	大きなカメラを担いで近づいてきた人たちの姿が目に入った。なんて嫌なことをするのだろう、と思いながら見るうちに、カメラに書かれたテレビ局の社名が目に入った。驚いたことに、それは息子の勤務するテレビ局のクルーだったのである。 私は、あることを考えついでバスを降りた。… 「私は、あなた方と同じ局に勤務する者の母親で、父親が日航機に乗って遭難したらいいのです。なんとかあなたの車に乗せてもらえませんか。少しでも早く現場に行きたいのです」 すると…若い男性が、ぴよこんと頭を下げ、 「ぼくは、Cと同期で、お父さんのことを聞いています」と、…言った。	131・132 頁 大きなカメラを担いだテレビクルーが乗客の顔を撮ろうとバスに近づいて来た。なんていやなことをするんだろう、と思ったAの目にカメラにつけられたテレビ局のネームが入った。そこには息子が勤める「読売テレビ」の社名が書かれていた。息子の会社だ、と思ったAは、ふとあることを思いつき、バスを降りて… 「あのう、息子があなたたちの会社に勤めています。Aと言います。少しでも早く現場に行きたいので、あなた方の車に乗せてもらえませんか」 スタッフに向かってAはそう声をかけたのだ。その時、後ろから、 「僕はCの同期です。お父さんのこと、聞いています」 そう声を挙げた若者がいた。	原告第4記述は、バスが前に進まない中で、現地に一刻も早く到達したいという原告の感情を著述し、この記述の順序で、本件事故の起きた翌朝、その後も長く親交が続くよみうりテレビの報道カメラマンのHと原告が初めて出会った劇的な場面における鮮明な感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第4記述は、内容のみならず順序においても、原告第4記述と表現上の同一性を有する。	①カメラを担いでテレビ局のクルーがバスの乗客達に近づいてきたこと、②そのことをなんて嫌なことをするのだと原告が思ったこと、③そのテレビ局は、原告の息子の勤める「読売テレビ」であったこと、④原告がバスを降り、「息子があなた達の会社に勤めていること、少しでも早く(墜落)現場に行きたいので、あなた方の車に乗せてもらえないか」と声をかけたこと、⑤これに対し、テレビ局の若者が「僕はCの同期です。お父さんのことを聞いています」と答えたことを記述している点において共通するが、①及び③ないし⑤は事実であり、②は思想である。 原告第4記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性が無い。 このため、原告第4記述と被告第4記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。	○

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
5 19 頁	みなさすがに不安と疲労の色濃く、敗残兵のようにバスから降り立った。	不安と疲労のために、家族たちは“敗残兵”のようにバスから降り立った。	原告第5記述は、大阪から翌日発の空路ではなく、陸路での移動を選んだために、東京から駆け付ける犠牲者家族とも違い、心身とも疲労困ぱいした程度が並ではなかったことを著述したものである。中でも、「敗残兵」は、原告が、小学生だった戦時中、ニュース映画で、戦争中の中国人の捕虜が、汚れた衣服をまとい、とぼとぼ歩く姿を見たのを思い出して著述したものであり、原告第5記述は、原告の個性を創作的に表現している。 被告第5記述は、原告第5記述と表現上の同一性を有する。	①(バスの乗客たちが)不安と疲労に襲われていた様子であったこと、②(このため、乗客たちがバスを降りる姿は、)敗残兵のような様子であったことを記述している点において共通するが、①は事実及び思想であり、②は思想である。 原告第5記述中の「敗残兵」は、戦いに敗れて生き残る兵隊を表現する慣用句として特異なものでない上、わずか3文字のこの用語を著作物と認めれば、後続の者はこの用語を使って表現することができなくなり、妥当でない。 このため、原告第5記述と被告第5記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
6 20 頁	日航側の家族受け入れ態勢はこの時まだ不備を極め、あちこち市内をひっぱり回された家族と日航の間はさらに険悪になった。中には、いらだちが高じ日航の社員の胸を足げにする人もいて、本当に恐ろしかった。	しかし、まだ日航の受け入れ体制は整っておらず、引っぱりまわされた家族は、日航の職員に罵声を浴びせた。いらいらして日航の社員の胸ぐらを掴む人や、なかには、実際に胸を蹴り飛ばす人もいた。	原告第6記述は、藤岡に着いた原告が様々な場所を移動する中で目撃した異常な光景を描くことによって、本件事故が人の心を殺伐とさせていたことを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第6記述は、内容のみならず順序においても、原告第6記述と表現上の同一性を有する。	①日航側の家族受け入れ態勢が整っていなかったため、家族はあちこち市内を引っ張り回されていたこと、②(このため、)いら立った家族の中には、日航の社員の胸を足蹴にする人もいたことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第6記述の順序は、格別な工夫があるとはいえ、創作性がない。 このため、原告第6記述と被告第6記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×
7 20・ 21 頁	私は若い警官の前に腰かけた。「ご主人の事故当日の服装、所持品、肉体的特徴についてくわしく話して下さい」と聞かれたが、背広の色さえ記憶していなかった。若いころから着替えは自分でしなければ気のすまない人だったし、空港までの車中も助手席の夫と顔を合わすことがなく、前日自分で買ったと言っていたネクタイの柄もよく見ていなかった。覚えていたのはニナリッチのカフスポタン、朝磨いてそろえた靴の色くらいである。身体的特徴については次のように説明した。人並み以上に頭が大きいこと、髪の毛が多く、ヘアトニックをたくさんつける習慣のあること、色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、足の水虫のことなど	聴取を担当したのは、若い警官だった。「事故当日の服装、所持品、肉体的特徴を詳しくお話し下さい」…Aは、いざ聴かれるとCが着ていた背広の色さえ記憶していなかった。若い頃から着替えなど、準備は自分一人でやってしまう夫だった。十二日の朝、空港へ送る車中でも助手席の夫とは横向きの位置関係にあり、前日に自分で買ったと言っていたネクタイの柄もよく見ていなかった。Aが覚えていたのは、わずかにニナリッチのカフスポタンとタイピン、あとは、朝、磨いて出した黒靴の型くらいのものだ。 身体的特徴も人並み以上に頭が大きいこと、髪の毛が多くてヘアトニックをたくさんつける習慣があること、色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、足の水虫のことなど	原告第7記述は、警察が死体の特徴から身元を確認していくことを描くことにより、次は自分の番かという、悲惨かつ悲痛な感情を著述し、この記述の順序で、原告の夫の身なりや風貌という原告にしか思い描けない鮮明な感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第7記述は、内容のみならず順序においても、原告第7記述と表現上の同一性を有する。	①原告は、聴取を担当した警官から事故当日の夫の服装、所持品、肉体的特徴を詳しく話してほしいと聞かれたこと、②いざ聞かれると、原告は、夫の背広の色さえ記憶しておらず、わずかに覚えていたのはカフスポタン程度であったこと、③その原因は、原告の夫が着替えも自分一人でやってしまうタイプであり、また、空港までの車中でも原告が助手席の夫の服装まで見ていなかったこと、④人並み以上に頭が大きいこと、髪の毛が多く、ヘアトニックをたくさんつける習慣があること、色白だが、このところゴルフ焼けをしていること、足に水虫があることなどの夫の身体的特徴を警官に説明したことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第7記述の順序は、格別な工夫があるとはいえ、創作性がない。 このため、原告第7記述と被告第7記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
8 21 頁	家族は、アイウエオ順で数か所の市内の小中学校の体育館に分散、待機させられた。私たちの第二小中学校は市内の繁華街から西北にあった。体育館は、折からのひどい暑さの中に立錐の余地もないほどの人いきれで、まるで蒸しぶろのようである。昨晩から着ていたブルーのTシャツも汗まみれであったが、この際なりふりなど構っていられなかった。	乗客の家族は、姓名のアイウエオ順で数か所の市内の小中学校の体育館に分散、待機させられていた。市の繁華街からやや西北に位置する藤岡第二小中学校でAたちは待機した。 体育館は折からの酷暑で、まるでむし風呂だった。Aが前夜から着つけている洋服も汗まみれだったが、仕方なかった。	原告第8記述は、犠牲者の家族が置かれた非日常的な状況を著述し、この記述の順序で、事故を体験した原告にしか描けない鮮明な感情を著述したものである。中でも、「まるで蒸しぶろのようである」は、冷房のない田舎の体育館に、人がどんどん入って来て、むせ返る湿気の中、汗が滴り落ちる様子を著述したものであり、原告第8記述は、原告の個性を創作的に表現している。 原告第8記述中の「まるで蒸しぶろのようである」は、選択し得る表現の幅が広いのに、被告第8記述は、「まるで蒸しぶろだった」と、原告第8記述と表現上の同一性を有する。また、被告第8記述は、内容のみならず順序においても、原告第8記述と表現上の同一性を有する。	①乗客の家族は、姓名のアイウエオ順で市内の数か所の小中学校の体育館に分散、待機させられていたこと、②原告たちは、市内の繁華街から西北にある藤岡第二小中学校で待機していたこと、③体育館は、折からの酷暑で、まるで蒸し風呂のようであったこと、④原告が前夜から着続けている洋服も汗まみれであったが、仕方がなかったことを記述している点で共通するが、①及び②は事実であり、③及び④は事実及び思想である。 原告第8記述中の「蒸しぶろ」は、蒸し暑く湿気の多い様子を暗示する慣用句であり、原告第8記述の順序と併せて、創作性がない。 このため、原告第8記述と被告第8記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	「乗客の家族は…待機した。」は × 「体育館は…仕方なかった。」は ○

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
9 21・ 22 頁	館内には日航が用意した新聞がたくさん積まれてあり、どれも第一面に単独機として史上最悪の事故という大きな見出しがのっていた。犠牲者の顔写真の中には、もちろん夫の生き生きした顔もあった。そしてテレビには、あの生存者の劇的な救出場面が何回となく写し出されたが、見ようとする人は少なかった。	137 頁 館内には日航の用意した新聞がたくさん積まれていた。… 新聞の第一面には、単独機として世界最大の事故であることが特大の文字と共に報じられていた。犠牲者の顔写真の中には、夫のCの顔も載っていた。 館内に置かれたテレビでは、生存者の劇的な救出場面が何度となく映し出されたが、誰も見ようとする者はいなかった。	原告第9記述は、犠牲者家族にとって外部と接触する唯一の手段がメディアであったということを端的に著述し、この記述の順序で、原告にしか描けない鮮明な感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第9記述は、内容のみならず順序においても、原告第9記述と表現上の同一性を有する。	①館内には日航が用意した新聞がたくさん積まれていたこと、②新聞の一面には、単独機としては最大最悪の事故であるという大きな見出しが載っていたこと、③犠牲者の顔写真の中には原告の夫の顔もあったこと、④テレビでは生存者の劇的な救出場面が何度となく映し出されたが、ほとんどの者は見ようとしなかったことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第9記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。このため、原告第9記述と被告第9記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
10 22 頁	さて、この日夕刻、三浦半島沖合で一二三便の垂直尾翼が見つかった。同機は昭和五十三年六月二日大阪空港で着陸の際、しりもち事故を起こしたとのこと、事故は人災のようだった。	137 頁 その日の夕刻、三浦半島沖合で事故機の脱落した垂直尾翼が発見された。そして同機は七年前の昭和五十三年六月、伊丹空港で着陸の際、尻もち事故を起こしていることも明らかになった。 事故は「人災」の様相を呈してきた。	原告第10記述は、より大きな視野、全体性を持った原告自身の視点から、事故原因も含めた日航機墜落事故を著述し、この記述の順序で、原告が事故原因について分析した流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第10記述は、内容のみならず順序においても、原告第10記述と表現上の同一性を有する。	①その日の夕刻、三浦半島沖合で事故機の垂直尾翼が見つかったこと、②事故機は、昭和53年6月に伊丹空港で尻もち事故を起こしていることも明らかになったこと、③事故は人災のようであったことを記述している点において共通するが、①及び②は事実であり、③は思想である。 原告第10記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。 このため、原告第10記述と被告第10記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×
11 24 頁	着衣が日常見慣れた白衣ではなく、国防色のユニホームなのが、異様であり戦争を連想させた。	138 頁 看護婦たちは、白衣ではなく、… 「まるで戦争……」	原告第11記述は、原告が、遺体を収容すると決めたという体育館に行き、外から中の様子をうかがった際、看護婦の衣装が白でなく国防色であるのを知ったことを著述したものである。中でも、「国防色」は、原告が、小学生当時は戦時中であり、当時の日本陸軍の軍服の色を指す「国防色」という表現を思い出し、この巨大航空機事故が戦争に匹敵する大災害であることを端的に著述したものであり、原告第11記述は、原告の個性を創作的に表現している。 被告第11記述は、原告第11記述と表現上の同一性を有する。	①看護婦たちの着衣が見慣れた白衣ではなかったこと、②そのことが戦争を連想させたことを記述している点において共通するが、①は事実であり、②は思想である。 原告第11記述中の「国防色のユニホームなのが…戦争を連想させた」は、アイデアに獨創性があるにすぎず、創作性がない。 このため、原告第11記述と被告第11記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×
12 26 頁	この日午前十時七分、最初の遺体が到着している。山で収容された遺体は毛布に包まれ、尾根の頂上にある第一ヘリポートまで運び上げられ、そこからヘリコプターで五〇キロほど離れたここ藤岡の第一小学校校庭に降ろされる。遺体はすぐ柩に納められ、藤岡市民体育館で検死が行われる。	138・ 139 頁 山で収容された遺体は毛布に包まれ、尾根の頂上にある臨時のヘリポートまで運び上げられる。そこからヘリコプターで五十キロほど離れた藤岡第一小学校の校庭に下ろされるのである。 遺体はここで棺に納められて、検死がおこなわれる藤岡市民体育館に運び込まれるのだ。 最初の遺体が到着したのは、午前十時過ぎだ。	原告第12記述は、遺体到着の機序を著述したものである。中でも、「50キロ」は、日頃から地図に親しみ、分析する経験を積んでいる原告が、実際に地図から直線距離を再現して著述したものであり、原告第12記述は、原告の個性を創作的に表現している。 被告第12記述は、内容のみならず順序においても、原告第12記述と表現上の同一性を有する。	①最初の遺体が到着したのは午前10時過ぎであったこと、②山で収容された遺体は、毛布に包まれ、尾根の頂上にあるヘリポートまで運び上げられ、そこからヘリコプターで50キロほど離れた藤岡第一小学校の校庭に下ろされること、③遺体は、そこで柩に納められ、藤岡市民体育館に運ばれ、検死が行われることを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第12記述中の「50キロ」は、平凡なものであり、創作性がない。 このため、原告第12記述と被告第12記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×

記述番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
13 26・27頁	<p>その場で着衣のネーム、所持品のカード、免許証などで確認できた遺体は、家族が呼び出されることになったので、家族は戦々恐々として呼び出しを待っていた。呼び出しは、死を確認することであった。私たちは、なるべく呼び出されないようにと生への望みを少しでもつないでおきたかった。</p> <p>そのうち、館のステージの横に一二三便の乗客の座席が張り出された。私は、この時初めて夫が前から五番目の右側、つまりコックピットの下あたりに座っていたことを知り、もはや生きている可能性は絶望に近いと確信した。なぜなら、機体は右に傾きながら前方から山に激突していたからである。相撲の星取表のようなこの表は、遺体が確認されるたびに黄色に塗りつぶされていった。それも遺体の損傷の少ない後部座席から始まり、夫のいた前方はいつまでも空白が残っていた。</p>	<p>139・140頁</p> <p>その場で着衣のネーム、所持品のカード、免許証などで身元が特定されていった。確認できた遺体に対しては、家族が呼び出される。家族は戦々恐々として呼び出しを待った。呼び出しがあるというのは、「死」を確認することを意味するからである。遺体搬送が始まったこの日、家族は呼び出しがないこと、すなわち「生」への望みを少しでもつなぎとめようとしていた。</p> <p>AとGのいる藤岡第二小学校体育館のステージ横には乗客の座席表が張り出された。二人はこの時、初めてCが前から五番目の右側、つまりコックピットの下あたりに座っていたことを知る。それは、生きている可能性が限りなく「ゼロに近い」ことを物語っていた。機体は右に傾き、前方から山に激突していることが、すでに明らかになっていた。</p> <p>この後、この表は相撲の星取表のように、遺体が確認されるたびに、黄色に塗りつぶされていった。しかし、塗りつぶされるのは、後部座席から始まって、Cのいた前方はいつまでも空白が残った。</p>	<p>原告第13記述は、原告の夫の座席位置が機体前部にあたることを知り、夫の生への望みが絶望へ変わった時点で体験者でなければ叙述できない深い想いを著述し、この記述の順序で、夫の生死を確認する極限の場所において、原告が体験した鮮明な感情の流れを著述したものである。中でも、「呼び出しは、死を確認することであった。」は、遺族による最初の生死の確認という極限的な状況を詩的表現にまで昇華して著述し、また、「相撲の星取表」は、刻々と被害者の死亡が伝えられ、死亡者の数が積み重なって逐次的に増加している様子を著述したものであり、原告第13記述は、原告の個性を創作的に表現している。</p> <p>被告第13記述は、内容のみならず順序においても、原告第13記述と表現上の同一性を有する。</p>	<p>①検死で着衣のネーム、所持品のカード、免許証などで遺体の身元が確認できた家族が呼び出されることになったこと、②呼び出しは死を確認することであったから、家族は、戦々恐々として呼び出しを待っていたこと、③家族は、呼び出しがないことを願っていたこと、④ステージの横に乗客の座席表が張り出されたこと、⑤座席表を見て原告が夫の座席が前から5番目の右側、つまりコックピットの下あたりであることを知り、機体が右に傾きながら前方から山に激突していることから、もはや生きている可能性はないと確信したこと、⑥座席表は、相撲の星取表のように遺体が確認されるたびに黄色に塗りつぶされていったこと、⑦塗りつぶされるのは、後部座席から始まり、夫のいた前方はいつまでも空白が残ったことを記述している点において共通するが、①、④及び⑦は事実であり、②及び③は思想であり、⑤及び⑥は事実及び思想である。</p> <p>原告第13記述中の「相撲の星取表」は、特異なものでない上、わずか6文字のこの言葉を著作物と認めれば、後続の者はこの言葉を使って表現することができなくなり、妥当でなく、原告第13記述の順序と併せて、創作性がない。</p> <p>このため、原告第13記述と被告第13記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。</p>	○
14 24・25頁	<p>午後、作業衣と長靴を着けたD運輸大臣と、そして黒服を着用したE日航社長が体育館に見舞いに来られた。申し訳ない、と詫げる言葉が空々しく、別の世界の話に聞こえなかった。</p>	<p>140頁</p> <p>午後、作業衣と長靴姿のD運輸大臣と、黒服のE日航社長が体育館に見舞いに来た。…「申し訳ありません」と、詫げる言葉が空々しく、Aにはどこかほかの世界の話のように聞こえた。</p>	<p>原告第14記述中の「空々しく、別の世界の話」は、原告が運輸大臣と日航社長の申し訳ないという詫げる言葉を現場で聞き、それは事故が起きた際の常とう句であって、まるで他人事のようにと、腹立たしく悔しい思いを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。</p> <p>原告第14記述中の「空々しく」は、「空しく」、「空虚に」などと、選択し得る表現の幅は広いのに、被告第14記述は、「空々しく」と、原告第14記述と表現上の同一性を有する。また、被告第14記述は、内容のみならず順序においても、原告第14記述と表現上の同一性を有する。</p>	<p>①作業衣と長靴姿のD運輸大臣と黒服を着用したE日航社長が体育館に見舞いに来たこと、②(両名が)申し訳ないと詫げる言葉が原告には空々しく、別の世界の話のように聞こえたことを記述している点において共通するが、①は事実であり、②は思想である。</p> <p>原告第14記述中の「空々しく」は、強調するために反復しただけであり、原告第14記述の順序と併せて、創作性がない。</p> <p>このため、原告第14記述と被告第14記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。</p>	○
15 26頁	<p>一刻も早く肉親の安否を知りたいと念じる家族の不安と怒りは頂点に達し、日航の幹部を容赦なく罵倒し、E社長の顔に水を浴びせる人もいた。</p>	<p>140頁</p> <p>一刻も早く身内の安否を知りたいと思う家族は、日航の幹部を容赦なく罵倒し、その中の一人はE社長の顔に水を浴びせたりした。</p>	<p>原告第15記述は、日航からの情報もない中、社長の顔に水を浴びせるなど、毎日毎日肉親の安否を案じている犠牲者家族のいら立ちを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。</p> <p>被告第15記述は、内容のみならず順序においても、原告第15記述と表現上の同一性を有する。</p>	<p>①家族は、皆身内の安否を一刻も早く知りたいと念じていたこと、②(そうした)家族が日航の幹部を容赦なく罵倒し、E社長の顔に水を浴びせる人もいたことを記述している点で共通するが、①は事実又は思想であり、②は事実である。</p> <p>原告第15記述の順序は、格別な工夫があるとはいえ、創作性がない。</p> <p>このため、原告第15記述と被告第15記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。</p>	○

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
16 29 頁	遺体収容は、この日から比較的身元確認の容易な後部座席の分が終わり、いよいよ尾根の上の方の収容が始まったようである。ここでの遺体は、細かく分断され、その上、火災にも遭ったりしたため、無残な遺体がふえて確認が困難になってきたらしい。	この日から比較的身元確認の容易な後部座席の方の遺体収容が終わり、いよいよ尾根の上の方の収容が始まった、という情報が流れた。細かく離断され、その上、火災に遭ったものが多く、より無残な遺体が増えてきたという情報である。いずれにしても身元確認がいよいよ困難になっていたことは間違いなかった。	原告第16記述は、原告の夫が依然として見つからない焦燥の気持ちを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 原告第16記述中の「無残な遺体がふえて」は、「凄惨な…」、「悲惨な…」などと、選択し得る表現の幅が広いのに、被告第16記述は、「無残な遺体が増えて」と、原告第16記述と表現上の同一性を有する。また、被告第16記述は、内容のみならず順序においても、原告第16記述と表現上の同一性を有する。	①遺体収容は、比較的身元確認の容易な後部座席の分が終わり、尾根の上の方の収容が始まったらしいこと、②(尾根の上の方の)遺体は細かく分断され、火災にも遭ったりしたため、無残な遺体が増えて、身元確認が困難になってきたらしいことを記述している点において共通するが、いずれも事実及び思想である。 原告第16記述中の「無残」は、ありふれた慣用句であり、原告第16記述の順序と併せて、創作性がない。 このため、原告第16記述と被告第16記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
17 31 頁	朝刊は、事故調査委員会が現場検証で隔壁の破裂を発見、そこから出た与圧空気が垂直尾翼を破壊し、墜落する原因になったのではないかと、事故原因を推定していた。つまり直接原因は垂直尾翼の空中分解、遠因は五十三年の大阪空港着陸時のしりもち事故による金属疲労との見方が強まったようである。事故は人災が確定的で、群馬県警は刑事責任を追及すると発表。	翌十六日、新聞には、事故調査委員会が現場検証で隔壁の亀裂を発見し、そこからの空気噴出が尾翼の一部や吸気口などを吹き飛ばして墜落する原因になったのではないかとという記事が躍っていた。つまり、事故原因は昭和五十三年の伊丹空港着陸時のしりもち事故による金属疲労との見方が強まってきたのだ。「事故は人災が確定的」「群馬県警が責任を追及すると発表」	原告第17記述は、より大きな視野、全体性を持った原告自身の視点から、本件事故の原因を著述し、この記述の順序で、原告が事故原因を分析した流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第17記述は、内容のみならず順序においても、原告第17記述と表現上の同一性を有する。	①新聞には、事故調査委員会が現場検証で隔壁の亀裂を発見し、そこから吹き出た空気が尾翼を破壊し、墜落する原因となったのではないかと、事故原因を推定しているとの記事が掲載されていたこと、②事故原因は、事故機が昭和53年の伊丹空港着陸時のしりもち事故による金属疲労との見方が強まってきたこと、③事故は人災が確定的で、刑事責任を追及すると群馬県警が発表したことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第17記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。 このため、原告第17記述と被告第17記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×
18 31 頁	一方、Fさんの証言の中にも、三十分間の乗客の悲鳴、絶叫に満ちたパニックの様子が語られていた。迫り来る死を目前にした乗客の恐怖の思いを想像すると、ぞっとする。	Fの証言で、三十分間の乗客の悲鳴とパニック状態が明らかになっている。迫り来る死を目前にした乗客の恐怖の思いを想像すると、	原告第18記述は、夫がどんなに恐ろしい時を過ごしたのかと、夫の心情に深く思いをはせて、迫り来る死を目前にした乗客の恐怖の思いを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 原告第18記述中の「迫り来る死を目前にした乗客の恐怖の思いを想像すると」は、選択し得る表現の幅が広いのに、被告第18記述は、「迫り来る死を目前にした乗客の恐怖を想像すると」と、原告第18記述と表現上の同一性を有する。	①(乗客の)Fさんが30分間の乗客の悲鳴とパニックの様子を証言していたこと、②(これによって)迫り来る死を目前にした乗客の恐怖の思いが想像されたことを記述している点において共通するが、①は事実であり、②は思想である。 原告第18記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。 このため、原告第18記述と被告第18記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×
19 31・ 32 頁	報道によると、暑さのため腐敗による悪臭がひどく、三〇〇〇人ほどの自衛隊員たちは、防毒マスクを着けての作業だという。愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているというすさまじさ。	酷暑の八月である。遺体は、腐敗による悪臭がひどく、三千人に及ぶ自衛隊員たちが、防毒マスクをつけて作業をおこなっている様子がニュースに繰り返し報じられていた。 愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているという事実、	原告第19記述は、遺体確認のため、遺族が、何度も遺体の一部を持ちこんで病院巡りをし、他の患者たちから、その強烈な異臭に眉をひそめられ、臭い臭いと言われたり、原告も、遺体安置所や遺品確認作業でも、その異臭を体験したりしたこと、最愛の夫を失った上に、そのしかばねが腐臭を放っているという極限状態を著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第19記述は、原告第19記述と表現上の同一性を有する。	①遺体は、暑さのため腐敗による悪臭がひどく、3000人ほどの自衛隊員たちは防毒マスクを着けて作業を行っている様子が報道されていたこと、②愛する者が殺された上、人に嫌われるほど腐敗させられているという事実(に遺族は耐えられなかったこと)を記述している点において共通するが、①は事実であり、②は事実及び思想である。 原告第19記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。 このため、原告第19記述と被告第19記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
20 32 頁	警察も未確認遺体の増加に手をやき始め、遺体安置所も藤岡女子高校、藤岡工業高校の二か所とふやした。今後の遺体確認には、指紋と歯のカルテが必要だと説明を受けた。	未確認遺体が増え続け、遺体安置所には藤岡女子高校、藤岡工業高校も加えられていた。…遺体確認には、「指紋と歯のカルテが必要」とされていた	原告第20記述は、遺体確認の決め手として重要な歯のカルテであることを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第20記述は、内容のみならず順序においても、原告第20記述と表現上の同一性を有する。	①未確認遺体が増加し、遺体安置所も新たに藤岡女子高校、藤岡工業高校の2か所が加わったこと、②(これからの)遺体確認には、指紋と歯のカルテが必要であるとされたことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第20記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性がない。 このため、原告第20記述と被告第20記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	×

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告の主張	当裁判所の判断
21 33 頁	<p>夕方、遺体捜しの息子たちが戻った。ご苦労さまと言ってお弁当を出したが、手をつけない。幕の中のはんぺんと焼いた鶏肉のにおいが遺体のそれとそっくりだと顔をしかめた。息子たちは、その日体験したすさまじい遺体捜しの模様を話し始めた。柩には、ちぎれた手足や内臓の塊まで入っていたこと。この世のものとは思えない陥没した頭に…「どんなに苦しみもがいて死んでいったかと思うと…」</p>	<p>142 ・ 143 頁</p> <p>Gは夕方、Aのもとに帰ってきた。Aは、大変だったでしょう、といって弁当を出したが、Gは手をつけない。「幕の内弁当の中の“はんぺん”が遺体とそっくりの臭いがする」そう言ったまま何も食べなかった。 Gはその日、目撃した棺の中に入られていた手足や内臓、あるいは陥没遺体などのことをAに語って聞かせた。 Aは、犠牲者たちがどんなに苦しみもがいて死んでいったかを想像し、夫の死の苦しみを思っ涙した。</p>	<p>原告第21記述は、幕の内弁当のおかずのにおいが遺体の臭気とそっくりだという、遺族でなければ経験も叙述もできない体験を引用しながら、原告が亡くなった夫の苦しみを思ったり、息子がその遺体について父親であつたらどうしようと思ったりした感情を著述し、この記述の順序で、本件事故の体験から得られた鮮明な感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第21記述は、内容のみならず順序においても、原告第21記述と表現上の同一性を有する。</p>	<p>被告の主張 ①夕方、(遺体確認作業をしていた原告の息子である)Gが帰ってきたこと、②原告は、Gに弁当を差し出したが、「幕の内弁当の中の“はんぺん”が遺体とそっくりのにおいがする」といって手を付けなかったこと、③Gは、原告に対し、その日目撃した棺の中に入れていた手足や内臓、陥没した遺体など遺体捜しの様子を語ったことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第21記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性が無い。 このため、原告第21記述と被告第21記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。</p>	<p>「Gは夕方…語って聞かせた。」は○ 「Aは…涙した。」は×</p>
22 168 ～ 171 頁	<p>気がつく、藤棚の下に折りたたみ椅子がある。私は、それに腰を下ろした。目の前の暗いしじまに、たった今見てきた夫の痛ましい遺体が浮かんだ。 その時だった。若い男がおそるおそる私に近づいてきた。 「ご家族の方ですか」 突然かけられた言葉に我に返ったものの、身体の震えが止まらない。しかし、一瞬助かったと思った。「そばにいてくれませんか」と言ったかもしれない。… とにかくだれでもいいから、しゃべり続けていたかった。…彼は、私が手にしていた布地が何であるかを聞いた。夫の着ていた背広の布地だった。大阪の自宅から当日の着衣と同じ布地のズボンを送ってもらい、ハサミで小さく切り分けて持ち、その布地から夫を捜し出そうとしていたのである。…</p>	<p>151 ～ 153 頁</p> <p>Aは、時間の感覚を失っていた。魂の抜けた人間のように、体育館の外の藤棚の下にあった椅子に腰を下ろした。すると新聞記者だという若い男が近づいてきた。 「ご遺族の方ですか？」 その新聞記者はそう話しかけてきた。 「はい」 Aには、誰でもよかった。Aは、その新聞記者に「怖いからそばにいてください」と頼んでいた。Aは、夫の身元確認のために大阪の自宅から取り寄せたズボンの切れ端を固く握りしめていた。 Aは、記者の質問に答えた。この自分の思いを誰かに聞いて欲しかったのである。…翌八月二十日の東京新聞夕刊には、「遺族の述懐」と題された、こんな記事が掲載された。</p>	<p>原告第22記述は、原告が、自宅から夫の着衣と同じズボンを送ってもらい、夫の遺体を探そうとしたことや、絶望のふちで偶然に出会ったI記者との話にわずかながら心癒されたことを、I記者への感謝の気持ちとマスコミにもこのような人がいたことを世間に訴えるため、著述し、この記述の順序で、本件事故後も長く親交が続く東京新聞のI記者と原告が初めて出会った劇的な場面における鮮明な感情の流れを著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第22記述は、内容のみならず順序や中略の場所においても、原告第22記述と表現上の同一性を有する。</p>	<p>被告の主張 ①原告が(体育館の外の)藤棚の下の椅子に腰を下ろすと、若い男が近づいてきて「ご家族の方ですか」と話しかけてきたこと、②誰でもいいからしゃべりたかった原告がその男に「そばにいてくれませんか」と言ったこと、③原告は、(身元確認のために)大阪の自宅から取り寄せた夫のズボンの切れ端を手にしていたこと、④8月20日付の東京新聞・夕刊に「遺族の述懐」とのタイトル、「飛行機はダメですよ。記者に話相手求め念をおす」との見出しで記事が掲載され、その記事本文が幾つかの中略部分を含めそのまま引用されていることを記述している点において共通するが、①、③及び④は事実であり、②は思想及び事実である。 原告第22記述の順序は、格別な工夫があるとはいえず、創作性が無い。 このため、原告第22記述と被告第22記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性が無い部分において同一性を有するにすぎない。</p>	<p>「Aは、時間の感覚を…聞いて欲しかったのである。」は○ 「翌八月二十日の東京新聞夕刊には…密葬が行われる)」は×</p>

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
22 の 続 き 168 ～ 171 頁	<p>一週間ほどたったころだった。東京に住む知り合い数人が、東京新聞の「ニュース双局線」のコラムの「遺族の述懐」と題した記事に、あなたが載っている、と切り抜きを送ってくれた。</p> <p>その記事には「飛行機はダメですよ。記者に話相手求め念をおす」との見出しで、次のように書かれていた。</p> <p>体育館の隣に藤棚がある。照り返しの強い日中は遺族や医師、警察官らが涼を求め、その木陰に集まっている。 (略)</p> <p>日が暮れて人の姿がまばらになった頃、体育館を出た女性が一人ポツンと、藤棚のベンチに腰掛けていた。ひざの上に置いた手は、淡いブルーのハンカチ大の背広地を握りしめていた。</p> <p>記者が声をかけると、こんな答えが返ってきた。 「寂しいから、しばらく一緒にいてくれませんか」</p> <p>犠牲者の遺体が収容されている藤岡市では、身元確認の遅れにいらだつ遺族と、話を聞き出そうと遺族を追いかける報道陣との間でトラブルが絶えない。それだけに、胸に突き刺さる一言だった。記者も腰を下ろした。 (略)</p> <p>「仕事一筋の人でした。十三日の午前中は何も予定がなかったはずなのに、朝から出社しようと帰宅を急いだのでしょう。無理に夕方の飛行機に乗って事故に遭ったのは、昭和一ケタの宿命だったのかもしれない」</p> <p>「夫の夢を見て、ホテルのベッドで目が覚めると、あとは悲しくて、眠れません」とも。</p> <p>「毎日ここに来て夫を捜していますが、遺体といわれても、素人の目では人間に見えないようなものばかりです。体育館の中は生き地獄です」</p>	<p>見出しは、〈飛行機はダメですよ。記者に話相手求め念をおす〉である。</p> <p>〈体育館の隣に藤棚がある。照り返しの強い日中は遺族や医師、警察官らが涼を求め、その木陰に集まっている。〉(略)</p> <p>日が暮れて人の姿がまばらになった頃、体育館を出た女性が一人ポツンと、藤棚のベンチに腰掛けていた。ひざの上に置いた手は、淡いブルーのハンカチ大の背広地を握りしめていた。</p> <p>記者が声をかけると、こんな答えが返ってきた。 「寂しいから、しばらく一緒にいてくれませんか」</p> <p>犠牲者の遺体が収容されている藤岡市では、身元確認の遅れにいらだつ遺族と、話を聞き出そうと遺族を追いかける報道陣との間でトラブルが絶えない。それだけに、胸に突き刺さる一言だった。記者も腰を下ろした。(略)</p> <p>「仕事一筋の人でした。十三日の午前中は何も予定がなかったはずなのに、朝から出社しようと帰宅を急いだのでしょう。無理に夕方の飛行機に乗って事故に遭ったのは、昭和一ケタの宿命だったのかもしれない」</p> <p>「夫の夢を見て、ホテルのベッドで目が覚めると、あとは悲しくて、眠れません」とも。</p> <p>「毎日ここに来て夫を捜していますが、遺体といわれても、素人の目では人間に見えないようなものばかりです。体育館の中は生き地獄です」</p>			
		151 ～ 153 頁			

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告の主張	当裁判所の判断
22 の 続 き	168 ～ 171 頁 “生き地獄”がなくなったのか、しばらくすると、Aさんは記者の生いたちや家族のことを尋ね始めた。記者の話に、Aさんは何度も念を押した。「どんなに忙しくても飛行機に乗ってはいけませんよ」「両親を飛行機に乗せてはだめですよ」最後まで涙を見せることもなく、Aさんは感情をおさえて淡々と話し続けた。 十九日、大阪より駆けつけたかかりつけの歯科医が、カルテを頼りに歯の治療跡から、Cさんの遺体を確認した。午後三時、Aさんは変わりてはた夫とともに帰途についた。予定通り、二十一日に密葬が行われる。	151 ～ 153 頁 “生き地獄”がなくなったのか、しばらくすると、Aさんは記者の生いたちや家族のことを尋ね始めた。記者の話に、Aさんは何度も念を押した。「どんなに忙しくても飛行機に乗ってはいけませんよ」「両親を飛行機に乗せてはだめですよ」最後まで涙を見せることもなく、Aさんは感情をおさえて淡々と話し続けた。 十九日、大阪より駆けつけたかかりつけの歯科医が、カルテを頼りに歯の治療跡から、Cさんの遺体を確認した。午後三時、Aさんは変わりてはた夫とともに帰途についた。予定通り、二十一日に密葬が行われる。	-	-	-
23	46 頁 その時十六人、カマの前で最後の別れをした。旅先のことでもあり、柩の中に入れるものもない。	154 頁 自宅からは遙かに遠く、見ず知らずの土地だったため、棺に入れるものはほとんど何もなかった。…棺を十六人全員が囲んだ時	原告第23記述中の「16人」は、平常時の火葬なら、別れを惜しんで親戚知人が集まってくれるだろうし、夫にこんな淋しい思いはさせないはずであったことを強調して著述したものであり、原告の個性を創作的に表現している。 被告第23記述は、原告第23記述と表現上の同一性を有する。	①(最後の別れのために)棺を16人が囲んだこと、②棺の中に入れるものはなかったことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第23記述中の「16人」は、創作性がない。 このため、原告第23記述と被告第23記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
24	46 頁 「C君の好きだったスコッチウイスキーを遺体にかけてあげよう」との副社長の言葉を合図に私たちは、順番に真っ黒な遺体にウイスキーをかけて別れを惜しんだ。アルコールが腐敗止めのドライアイスにかかった時、すさまじい勢いで白煙が上がった。遺体が見えなくなった。「C君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう」と副社長が大きな声を出されて泣かれた時、みな泣いた。	154 ・ 155 頁 「C君の好きだったスコッチウイスキーを(遺体に)かけてあげよう」…副社長はそう言うや、オールドパーの口をあけ、下顎のところにかけて始めた。 その時、すさまじい勢いで白煙が上がった。… 「C君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう！」 その時、副社長の声が白く霞んだ中に響きわたった。… その場にいる全員が泣いていた。	原告第24記述は、クライマックスである原告と最愛の夫との別れの場面を著述し、この記述の順序で、最愛の夫をおくる原告にしか描けない希有な体験から得られた鮮明な感情の流れを著述したものである。中でも、「アルコールが…見えなくなった。」は、その現場を体験した者にしか表せない現場を映像のように再現し、原告の悲しみと絶望感を、端的であるが詩的叙情をたたえたものに昇華して著述したものであり、原告第24記述は、原告の個性を創作的に表現している。 原告第24記述中の「すさまじい勢いで白煙が上がった」は、選択し得る表現の幅が広いのに、被告第24記述は、「すさまじい勢いで白煙が上がった」と、原告第24記述と表現上の同一性を有する。また、被告第24記述は、内容のみならず順序においても、原告第24記述と表現上の同一性を有する。	①(Cの勤務していた会社の)副社長が、「C君の好きだったスコッチウイスキーを遺体にかけてあげよう」と口にし、遺体にウイスキーをかけたこと、②(ドライアイスにアルコールがかかった時)すさまじい勢いで白煙が上がったこと、③副社長が「C君、長い間、会社のために働いてくれてありがとう」と声をかけた時、みんなが泣いたことを記述している点において共通するが、いずれも事実である。 原告第24記述の順序は、格別な工夫があるとはいえ、創作性がない。 このため、原告第24記述と被告第24記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○
25	46 頁 ふと、私は「柩のふたを覆って決まる人の価値」という言葉を思い出し、少し早い気がしたが、「あなたは立派でした」と紙切れに書き、持っていた赤い財布と共に柩に入れた。これが私のできる精一杯の夫への感謝の気持ちであった。	156 頁 夫は「人間の価値は、棺を蓋って初めて定まる」とよく言っていた。…「あなたは立派でした」 Aは、そう紙に書いて棺に入れた。Aは、夫に対する感謝と誇りを、その短い言葉に籠めたのである。	原告第25記述は、火葬という人間の別れにとって重要な儀式が、時間的余裕もなく、手向けの花もなく進行したことを著述し、この記述の順序で、最愛の夫との最後の別れの場面に立ち会った原告にしか描けない、体験から得られた鮮明な感情の流れを著述したものである。中でも、「柩のふたを覆って決まる人の価値」は、原告の記憶と直結したフレーズであり、常とう句ではなく、原告第25記述は、原告の個性を創作的に表現している。 被告第25記述は、内容のみならず順序においても、原告第25記述と表現上の同一性を有する。 なお、原告の夫が「人間の価値は、棺を蓋って初めて定まる」などと言っていたことはない。	①原告が「人間の価値は棺を蓋って初めて定まる」という言葉を思い出したこと、②原告が「あなたは立派でした」と紙に書いて棺に入れたこと、③これが原告の夫に対する感謝の気持ちであったことを記述している部分において共通するが、①は思想又は事実であり、②は事実であり、③は思想である。 原告第25記述中の「柩のふたを覆って決まる人の価値」は、「棺を覆って事定まる」という中国の古いことわざであるとともに、坪内逍遙の「当世書生気質」で用いられており、原告第25記述の順序と併せて、創作性がない。 このため、原告第25記述と被告第25記述は、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎない。	○

記述 番号	原告書籍	被告書籍	原告の主張	被告Bの主張	当裁判所の判断
26 47 頁	八月十二日、自宅を出た夫は、この日の深夜、骨箱の中に入ってようやく戻ってきたのである。七日と十七時間ぶりであった。	157 頁 Cの骨壺が、大阪・茨木の自宅の門をくぐったのは、八月十九日午後十一時のことである。八月十二日早朝に自宅を出て以来、実に七日と十七時間ぶりの帰宅だった。	原告第26記述は、原告書籍の第1章第1節の最後の文章であるが、いづれとも変わらない夫が自宅を出て、7日と17時間後に骨つぼに入って帰宅したという時間の経過に独自に着眼し、その重さを言語的に叙述することによって、夫がこの世と原告の家族や友人と永遠に離別したことを著述したものである。ここで唐突に言葉が途切れることにより、読者は、得も言われぬ感情が呼び覚まされるのであり、原告第26記述は、原告の個性を創作的に表現している。	8月12日に自宅を出た夫がそれから7日と17時間ぶりに骨箱の中に入って帰宅したことを記述している点において共通するが、事実である。このため、原告第26記述と被告第26記述は、表現それ自体でない部分において同一性を有するにすぎない。	○